

## 大津市情報公開・個人情報保護審査会運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、大津市情報公開・個人情報保護審査会規則（平成18年規則第92号。）第5条の規定に基づき、大津市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の運営等に関し必要な事項を定める。

(弁明書に対する反論書の提出)

第2条 審査会は、審査請求人に対して、相当の期間を定めて、弁明書に対する反論書の提出を求めるものとする。

2 審査会は、前項の反論書が提出されたときは、実施機関及び参加人にその写しを送付するものとする。

(意見書の提出)

第3条 審査会は、参加人に対して、相当の期間を定めて、意見書の提出を求めるものとする。

2 審査会は、前項の意見書が提出されたときは、審査請求人及び実施機関にその写しを送付するものとする。

(補佐人)

第4条 大津市情報公開・個人情報保護審査会条例条例（平成18年条例第46号）第9条第2項の規定により審査請求人又は参加人が補佐人とともに出頭しようとするときは、あらかじめ書面によりその旨を審査会に申し出なければならない。この場合において、審査会に出頭できる者の数は、審査請求人又は参加人を含め5人以内とする。ただし、審査会が、必要と認めるときは、この人数を増加することができる。

(議事録)

第5条 審査会の議事録は、議事の概要を記した要点筆記とする。

2 議事録は、会長が署名して確定する。

(公印)

第6条 審査会の会長の公印は、次のとおりとする。

大津市情報 公開・個人情報 保護審査会 会長之印
-----------------------------------

書体 てん書

方 21ミリメートル

2 前項の公印は、政策調整部市政情報課長が保管する。

(細則)

第7条 この要領に定めるもののほか、審査会の会議に関し必要な事項は、会長が審査会

に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成18年7月1日から施行する。  
(大津市情報公開審査会運営要領及び大津市個人情報保護審査会運営要領の廃止)
- 2 大津市情報公開審査会運営要領及び大津市個人情報保護審査会運営要領は、廃止する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。